

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 および審議会等会議公開状況

1 情報公開制度

この制度は、市が保有している公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。令和元年度の受付件数等は、表1のとおりです。また、請求者の区分は、表2のとおりです。

表1 公文書公開請求・申出の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数および対象文書		決定の状況(文書数)				
			公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	
市長	32件 35文書	請求 申出	32件35文書	12	20	1(1)	2
教育委員会	9件 10文書	請求 申出	9件10文書	2	7	—	1
計	41件 45文書	請求 申出	41件45文書	14	27	1(1)	3

※申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申出に実施機関が任意の公開を行った場合をいいます。
※取下げについては、情報提供で対応した結果、取下げとなりました。

表2 請求者の区分

区分	人数
市内に住所のある方	4
市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	0
市内の事務所や事業所に勤務している方	0
市内の学校に在学している方	0
理由を明示して請求する個人・法人・団体	15
計	19

2 個人情報保護制度

この制度は、市が保有している皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報（自己情報）の開示、訂正、利用の中止などを請求する権利を保障するものです。

令和元年度の受付件数等は、表3のとおりです。

なお、自己情報の訂正および利用中止請求は、ありませんでした。

また、市が個人情報を取り扱って事務を行う場合は、その収集目的や記録項目を届け出ることになっています。

令和元年度の個人情報取扱事務に関する登録等の届出および例外的取扱^(※1)件数は、表4および表5のとおりです。

※1 個人情報保護制度では、本人の同意があるとき、法令の定めがあるとき、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたときなど条例に定めがある場合に限り、例外的な取り扱いが認められています。

3 審査請求の状況

非公開や部分公開^(※2)などの決定に対して納得できない場合は、行政不服審査法の規定により、審査請求をすることができます。

令和元年度の審査請求の状況は、表6のとおりです。

※2 公開してはならない情報や公文書が存在のとき、非公開の決定となります。また、公開できる情報と公開してはならない情報の両方が含まれている場合、部分公開の決定となります。

4 会議公開制度

この制度は、公正で透明な会議運営と市政への市民参加促進のため、審議会等の会議を公開するものです。

法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴することができます。

令和元年度の審議会等の会議公開状況は、表7のとおりです。

今後も、これらの制度が市政に対する信頼の基礎となるよう、市民の皆さんに開かれた制度の運用に努めてまいりますので、積極的にご利用ください。

表3 自己情報開示請求の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数(件)	対象文書(文書数)	決定の状況(文書数)				取下げ
			開示	部分開示	不開示 (うち不存)	存否応答 拒否	
市長	12	13	4	5	2(1)	1	1

表4 個人情報取扱事務の登録・変更・廃止の届出状況

区分	新規登録	変更	廃止	令和2年3月31日現在登録件数
件数	9	38	3	1,058

表5 個人情報の例外的取扱の状況

区分	取扱件数
収集禁止事項の収集	13
本人以外からの収集	44
目的外の利用	45
外部への委託	11
外部への提供	21
オンライン結合	1

表6 審査請求の状況

審査請求	却下	審理員 手続中	情報公開・個人情報保護審査会			裁決済
			審査中	答申	取下げ	
3	0	0	3	0	0	0

表7 審議会等の会議公開状況

開催回数	公開・非公開の状況		傍聴人数
	公開	非公開	
441	204	237	61

※公開の会議の件数には一部非公開で行ったものも含まれます。
※非公開で行った会議の主な非公開理由は、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。(朝霞市介護認定審査会など)
※会議の日程や開催場所については、市ホームページや市政情報コーナーでお知らせしています。